

事 務 連 絡

令和5年6月15日

海水浴場設置事業者（施設管理者） 各位

水上設置遊具運営事業者 各位

経済産業省

商務・サービスグループ

消費・流通政策課

「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」遵守のお願い

平素より、経済産業行政にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

令和元年8月に遊園地の遊戯施設において水上設置遊具（エア遊具タイプ及びフロート（浮島）タイプ）による溺水死亡事故が発生したことを受け、このような事故の再発防止を図るために、

昨年度に引き続き、遊具を設置している施設の管理者や運用事業者等におかれましては、以下の取組を参考に、安全な運営と事故の再発防止にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

1. 「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」について

経済産業省は、有識者等による検討会を開催し、水上設置遊具の運営時において、施設の管理者や運用事業者を含む関係事業者が取り組むことが望ましい事項を示す「水上設置遊具の安全に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」を策定しました。具体的には、事業者間の情報共有、遊具の設置場所、遊具の選定、安全管理体制の整備、緊急時の対応、再発防止等について示しております。

水上設置遊具による事故を防止するためには、施設の管理者や運用事業者を含む関係事業者が、それぞれの立場において、徹底した安全管理を行うことが重要です。特に、ガイドラインの9ページにある安全点検チェックリスト（以下「チェックリスト」）を参考に、引き続き、安全な運営を行っていただきますようお願いいたします。

●経済産業省 HP 「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」

<https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201225010/20201225010.html>

2. ガイドライン遵守状況のホームページ掲載について

各事業者におかれましては、ガイドラインのチェックリストを踏まえた遵守状況について、ホームページに掲載していただきますようお願いいたします。

【記載例】

「水上設置遊具の安全に関するガイドライン（2020年12月経済産業省）」に基づき、以下の安全対策を行っております。

1. ○○○○を実施
2. ○○○○を実施
3. ○○○○を実施

※「○○○○」は各事業者の取組を記載

3. チラシについて

経済産業省は、現場の従業員を含む施設関係者への事故情報の周知及び再発防止のための普及啓発を行うことを目的に、事業者向けにガイドラインを周知するチラシを作成しました。また、利用者、特に保護者への安全な利用に対する意識を十分に高めるため、利用者向けのチラシ及びステッカーを作成しました。

チラシ及びステッカーのPDFデータは、経済産業省HPにてダウンロード可能ですので、施設での掲示や従業員への安全啓発研修等でご活用いただければ幸いです。また、Adobe Illustrator形式のデータもご用意しておりますので、利用される場合は、以下のメールアドレスにご連絡をいただきますようお願いいたします。

●Adobe Illustrator形式のデータを利用される場合 |

経済産業省 商務・サービスグループ クールジャパン政策課

遊園地チーム宛 bzl-amusementpark@meti.go.jp

4. エア遊具設備について

設置する設備につきましてはJIPSA(一般社団法人日本エア遊具安全普及協会)作成の「水上エア遊具についてのJIPSA推奨マーク表示製品認定評価項目」に合致した認定製品、若しくは評価項目に合致した製品の利用をお願いいたします。

●水上エア遊具についてのJIPSA推奨マーク表示認定制度について

https://www.jipsa.org/images/2021/03/waterinflatable_mark.pdf

5. フォローアップの実施

今後、各事業者の取組状況について、後日、フォローアップし、ガイドライン改善や事業者間での共有すべき事項の検討などを行うため、ご協力お願いいたします。

【参考】

遊園地の遊戯施設において水上設置遊具（エア遊具タイプ及びフロート（浮島）タイプ）による溺水死亡事故が発生したことを踏まえ、消費者庁がとりまとめた調査報告書です。遊具の利用におけるリスク低減策の課題や対応策等が記載されております。

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_018/

問い合わせ先

経済産業省 消費・流通政策課

三瀬・芳澤・竹光

TEL：03-3501-1708

mail: exl-syogyo-shisetsu-anzen@meti.go.jp